

史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画

第1章 計画策定の経緯と目的

<目的>

- ・史跡の保存活用を図り未来へと継承するとともに、2050年の難波宮遷都1400年に向け、**難波宮の全体像をより明確なイメージをもって体感できるような史跡指定地の整備**を目指す
- ・2025年に大阪・関西万博が開催されることが決定し、世界へ大阪をアピールする絶好の機会が訪れることから、**大阪城公園周辺エリアの賑わい機能の強化や観光資源としての活用にも資する史跡指定地等の整備**を行うことにより、**国内外を問わず多くの来阪者に難波宮跡の魅力**を伝える

<経緯>

- ・昭和29年 発掘調査開始
- ・昭和39年 第1次史跡指定
- ・昭和46～51年 南部ブロック後期大極殿院地区整備
- ・平成10年度『難波宮跡公園整備基本計画』策定
- ・平成12・13年度 西部ブロック整備
- ・令和2年度『史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画』策定



第2～3章 計画地の現状、史跡等の概要・現状と課題

<計画地の現状>

自然的環境

難波地域周辺の歴史

社会的環境

<史跡等の概要>

「史跡難波宮跡附法円坂遺跡」は西暦645年から始まった「大化の改新」に伴う難波遷都により、大阪市中央区法円坂一帯に造営されたわが国最初の本格的な宮殿である「前期難波宮」と、その後、奈良時代に聖武天皇によって造営された「後期難波宮」の、ほぼ同じ中軸線をもって重複する2つの宮殿遺構からなる、古代史上きわめて重要な史跡。南部ブロックは大極殿院・朝堂院が広がる宮殿の中核部で、重要な儀式や政務が行われた。北部ブロックは天皇の居住する内裏地区。西部ブロックは役所地区で、5世紀には大規模な倉庫群（法円坂遺跡）が営まれた。

<史跡等の現状と課題>

これまでに難波宮跡の中核部の約14.5万㎡余りの面積が史跡に指定されているが、その範囲は宮域内を通る東西道路（阪神高速道路・中央大通）と南北道路（上町筋）によって、3つのブロックに分割されている。そのうち阪神高速道路・中央大通以南の大極殿・朝堂院が位置する範囲を南部ブロック、その北側で内裏が所在する範囲を北部ブロック、その西側、上町筋以西を西部ブロックと呼称し、それぞれについて現状と課題を整理する。なお、北部ブロックには一部史跡指定地外も含む。また相互に関連が予想される史跡指定地外で検出された難波宮期の遺構についても、現状と課題を整理。



第4章 基本理念と基本方針

<基本理念>

1. 本質的価値を構成する要素、およびこれに準じる要素を保存し、将来へ向けて継承する。
2. 難波宮跡の調査、研究を継続し、その成果を積極的に情報発信し、大阪のシンボルとして、市民が保存、継承していく意識の醸成に努める。
3. 史跡指定地周囲の難波宮跡遺構が存在する土地の史跡追加指定をおこない、これらを含めた保存活用に努める。
4. 史跡であることを最大の特徴とした歴史公園として、「本質的価値」を市民が正しく理解できるものとする。
5. 大阪城公園と一体化した活用、整備をすすめ、大阪の古代から中世、近世および近代にいたる歴史を体験できる歴史公園とする。
6. 学校教育、生涯学習等における活用を図り、大阪の歴史を学ぶ場として活用するとともに、難波宮跡の普及啓発を図る。
7. 大阪の歴史のシンボルとして、市民のコミュニティの核としての活用を図り、また集客、観光に対応できる手法の検討をおこなう。

<保存の基本方針>

- ① 史跡の本質的価値の構成要素を保存する。
- ② 史跡の本質的価値の構成要素に準じる要素の適切な保存もしくは維持管理をおこなう。
- ③ 本質的価値の構成要素、およびこれに準じる要素の公開、活用をおこなう。
- ④ 史跡の追加指定、公有化をおこなう。

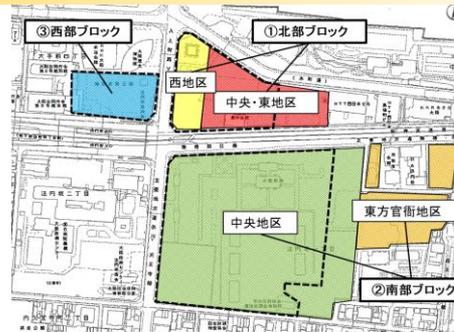
<活用の基本方針>

- ① 史跡であることを最大の特徴とした歴史公園としての活用を図る。
- ② 都心部に位置する広がりのある歴史公園の魅力を活かした活用を図る。
- ③ 史跡の保存、活用と都市公園としての利用が一体化した活用を図る。
- ④ 大阪城公園と一体化した歴史公園としての活用を図る。
- ⑤ 学校教育、生涯学習と連携した活用を図る。
- ⑥ 市民のコミュニティの核として位置づけ、また観光・集客に対応できる新たな展開を検討する。
- ⑦ 将来的な難波宮跡公園の拡張を展望した活用計画とする。

史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画

第5章 整備基本計画

1. 全体計画
2. 動線計画
3. 地区区分（ブロック）計画
4. 遺構保存に関する計画
5. 遺構の表現等に関する計画
6. 案内・解説施設に関する計画
7. 植栽に関する計画
8. 建物（便益施設等）に関する計画
9. 管理施設に関する計画
10. 難波宮跡および周辺地域の環境保全（眺望）
11. 関連諸団体と連携した調査研究、情報発信等に関する計画
12. 整備事業に必要となる調査等に関する計画
13. 公開・活用に関する計画
14. 管理・運営に関する計画
15. 事業計画



▼2025大阪・関西万博

		短期計画					長期計画
		2020	2021	2022	2023	2024	2025～2050年
北 部 ブ ロ ッ ク	西地区	【公園整備】 事業者公募/実施設計/工事					用地公有化
	中央・東地区	【史跡整備】 実施設計/工事					
南 部 ブ ロ ッ ク	中央地区	【史跡（解説板等）整備】 実施設計/工事					公園整備
	東方官街地区	用地公有化	発掘調査				史跡整備

＜北部ブロックの整備方針＞

未整備

- ・難波宮跡の3つのブロックの結節点として、**プロムナード機能**を整備
- ・難波宮をはじめ周辺地区の歴史、文化財の**インフォメーション機能**を整備
- ・史跡区域外に、飲食店、売店などの公園利用者の**利便性が向上する施設**を整備
- ・来訪者が歴史的重要性を理解できる**解説板等**を整備
- ・内裏正殿、回廊等の**遺構表示**を整備
- ・大阪城天守閣などの必要な**眺望**を確保
- ・内裏正殿北側に憩える草地等の**広場**を整備
- ・**大阪城公園と一体化**した公園として興味を感じる仕掛けを備えた整備
- ・災害時に**避難地として活用できる空間**として整備

＜南部ブロックの整備方針＞

史跡として一部整備済

- ・前期、後期の遺構の違いをわかりやすくするとともにバリアフリーの視点を踏まえた整備
- ・**歴史的建造物の復元の検討**を含め、**難波宮を象徴するエリア**として整備
- ・8棟の朝堂院の**遺構表示**
- ・大阪城天守閣をはじめ、北部ブロックや周辺への**眺望に配慮**した整備
- ・来訪者が歴史的重要性を理解できる**解説板等**を整備
- ・朝堂院南半部、東方官街地区の南半部の**発掘調査及び整備計画の検討**
- ・遺構表示等に影響がない範囲での植栽の整備
- ・老朽化した**遺構表示、施設（便所、公園等など）の改修整備**
- ・平面的な遺構の広がりを利用して**イベントなどのレクリエーションを楽しむ空間**として整備
- ・災害時に**避難地として活用できる空間**として整備

＜西部ブロックの整備方針＞

歴史公園として整備済

- ・5世紀倉庫群の1棟の**復元**及び残りの倉庫群等の平面的な**遺構表示**
- ・大阪歴史博物館等の前庭空間としての**小集会機能を有した整備**
- ・**人々が語り継ぐ都市公園**としての整備
- ・コンパクトな**イベント空間**としての整備
- ・道路際に高木を配し、**遮蔽機能をもたせる整備**
- ・適宜、来訪者が遺構の理解を深められる**解説板等**の改修整備
- ・適宜、老朽化した**復元倉庫やウッドデッキ等の施設**の改修整備
- ・百葉箱の設置範囲については、将来的に移設を求める
- ・災害時に**避難地として活用できる空間**として整備

▼ 2021.現在

～2025.大阪万博 ▼

～2050 前期難波宮遷都1400年 ▼

＜短期計画＞

＜長期計画＞

北部ブロックの整備（民間活力の導入）

南部ブロックの整備・歴史的建造物の復元の検討

難波宮跡全体の知名度向上（藤原宮や平城宮より古い、都市大阪の発祥の地である歴史的価値をアピール）



北部ブロック現況（北西方向から）



南部ブロック整備状況

（大阪歴史博物館10階展示室より）

民間活力導入による周辺と一体となった歴史文化観光拠点の創出

- ・2025年の大阪関西万博までに北部ブロックを整備し公開を行うことで、国内外を問わず多くの来訪者に難波宮跡の魅力をもPRする。
- ・難波宮跡公園全体でのイベントの開催やAR及びVRの活用等、情報発信機能の充実を図る。
- ・南部ブロックの利活用の促進を図る。



北部ブロック西側地区イメージ



北部ブロック中央・東地区

内裏中心部遺構表示エリアイメージ

難波宮跡全域の復元の可能性を探る

- ・一部の未取得用地について、用地取得の実施
- ・南部ブロック中央地区南半部・東方官街地区の本格整備実施
- ・歴史的建造物の復元の検討



整備イメージ（長期）